

住民基本台帳人口移動報告
2021年(令和3年)結果

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和4年1月28日

住民基本台帳人口移動報告は、住民基本台帳に基づき、国内における人口移動の状況を明らかにするもので、全国、都道府県、21大都市、市区町村別の転入・転出者などの移動者数を提供しています。

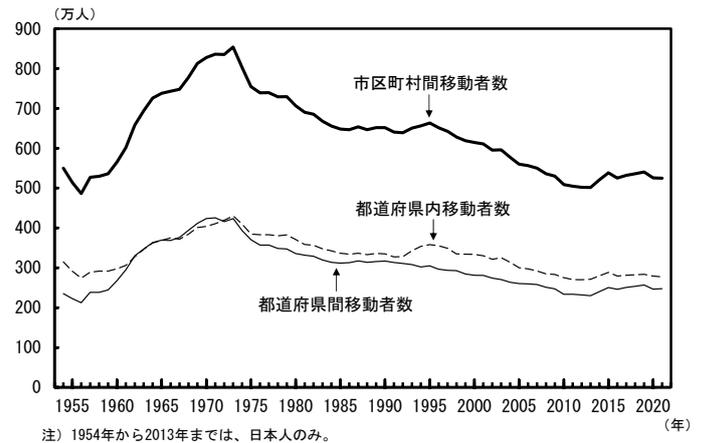
◇ 日本人及び外国人の移動状況

市区町村間移動者数は524万7744人。前年に比べ0.2%の減少

- 2021年の日本国内における市区町村間移動者数は524万7744人となり、前年に比べ0.2%の減少
- 都道府県間移動者数は247万6640人となり、前年に比べ0.5%の増加
- 都道府県内移動者数は277万1104人となり、前年に比べ0.7%の減少

(「結果の概要」1ページ)

図1 移動者数の推移(1954年～2021年)



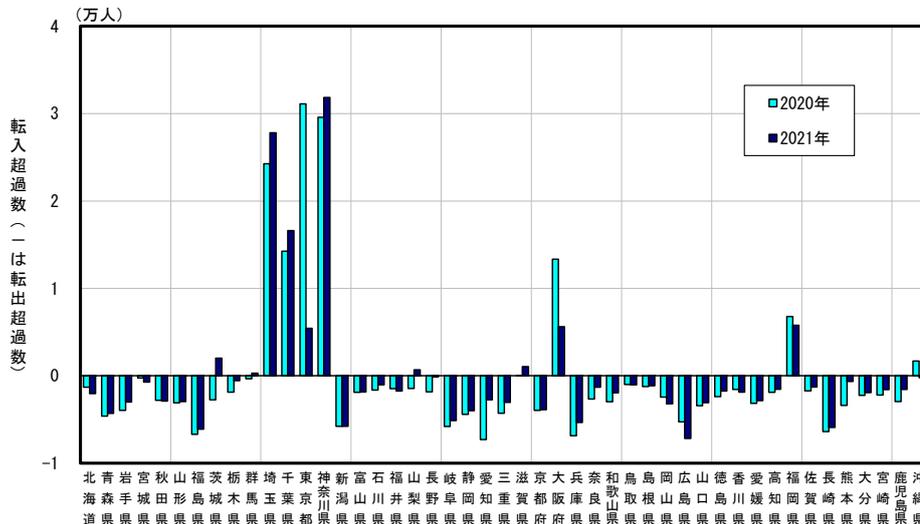
【 都道府県の転入・転出超過の状況 】

転入超過は神奈川県など10都府県。東京都が最も縮小

- 都道府県別の転入超過数をみると、転入超過となっているのは神奈川県、埼玉県、千葉県など10都府県
- 茨城県、山梨県及び群馬県は前年の転出超過から転入超過へ転じる
- 転入超過数が最も縮小しているのは東京都(2万5692人)
- 転出超過となっているのは広島県、福島県、長崎県など37道府県
- 沖縄県は前年の転入超過から転出超過へ転じる

(「結果の概要」9ページ)

図2 都道府県別転入超過数(2020年, 2021年)



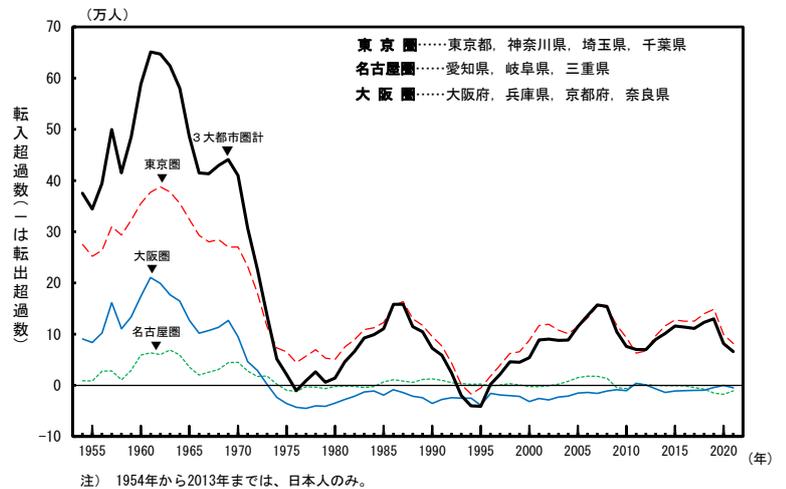
【 3大都市圏の転入・転出超過の状況 】

東京圏は8万1699人の転入超過、前年に比べ1万7544人の縮小

- 3大都市圏（東京圏、名古屋圏及び大阪圏）の転入超過数をみると、3大都市圏全体では6万5873人の転入超過。前年に比べ1万5865人の縮小
- 東京圏は8万1699人の転入超過。前年に比べ1万7544人の縮小
- 名古屋圏は1万914人の転出超過。前年に比べ6473人の縮小
- 大阪圏は4912人の転出超過。前年に比べ4794人の拡大

（「結果の概要」10～23ページ）

図3 3大都市圏の転入超過数の推移（1954年～2021年）



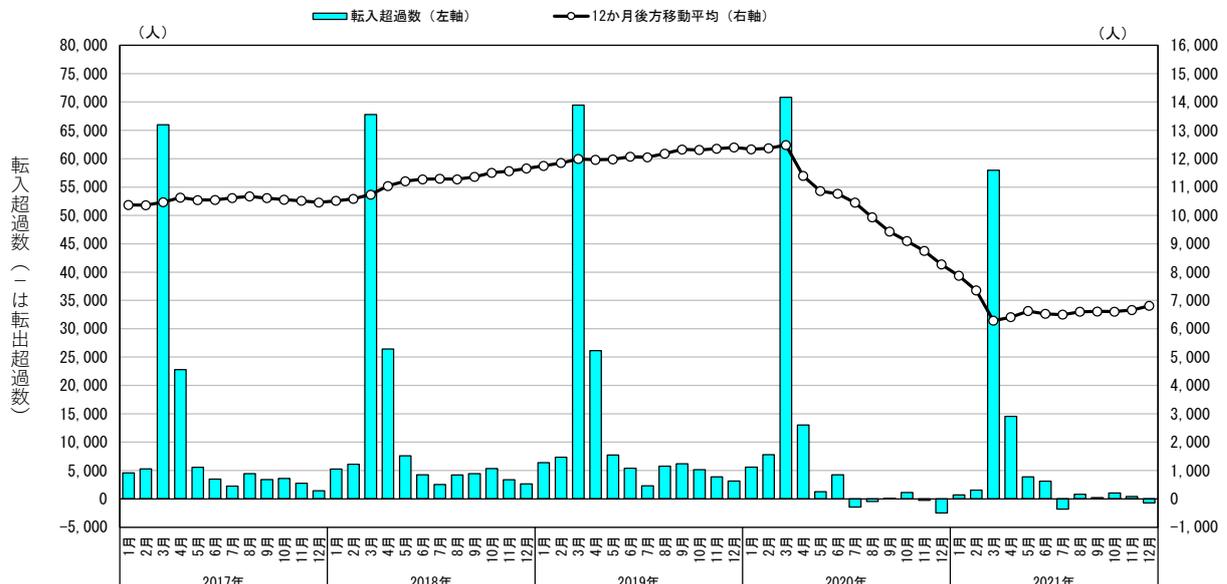
【 東京圏の月別転入・転出超過の状況 】

東京圏の転出者数は、6月以降減少傾向

- 東京圏の転出者数は、6月以降減少傾向
- 東京圏が転出超過となったのは、7月及び12月
- 4月以降、転入超過の縮小の動きは止まっている
- 東京都は、5月以降、8か月連続の転出超過

（「結果の概要」15ページ）

図4 東京圏の転入超過数（2017年1月～2021年12月）



【市町村の転入・転出超過の状況】

転入超過数が最も多いのは埼玉県さいたま市
東京都特別区部は、2014年以降初めての転出超過

- 全国1719市町村^{注1)}のうち、転入超過^{注2)}は529市町村で、全市町村の30.8%
転出超過は1190市町村で、全市町村の69.2%
- 転入超過数が最も多い市町村は埼玉県さいたま市(1万527人)、次いで神奈川県横浜市(1万123人)、北海道札幌市(9711人)など
- 年齢3区分別の転入超過数は、0～14歳は埼玉県さいたま市、15～64歳は東京都特別区部、65歳以上は北海道札幌市が最も多い
- 東京都特別区部は、2014年以降初めての転出超過(1万4828人)

(「結果の概要」24～28ページ)

注1) 東京都特別区部は1市として扱う。

注2) 転入超過数0の市町村(8町村)については転入超過に含める。

表1 転入超過数の多い上位20市町村(2021年)

					(人)				
順位	市町村	2021年	2020年	対前年増減数	順位	市町村	2021年	2020年	対前年増減数
1 (4)	さいたま市(埼玉県)	10,527	10,922	-395	11 (11)	柏市(千葉県)	3,722	3,607	115
2 (3)	横浜市(神奈川県)	10,123	12,447	-2,324	12 (22)	八王子市(東京都)	3,563	1,773	1,790
3 (5)	札幌市(北海道)	9,711	10,493	-782	13 (23)	町田市(東京都)	3,470	1,690	1,780
4 (1)	大阪市(大阪府)	7,893	16,802	-8,909	14 (19)	吹田市(大阪府)	3,072	2,162	910
5 (6)	福岡市(福岡県)	7,158	7,909	-751	15 (7)	川崎市(神奈川県)	2,768	5,587	-2,819
6 (8)	千葉市(千葉県)	5,920	4,783	1,137	16 (15)	船橋市(千葉県)	2,728	2,808	-80
7 (10)	つくば市(茨城県)	4,643	4,052	591	17 (20)	大和市(神奈川県)	2,580	1,872	708
8 (12)	藤沢市(神奈川県)	4,554	3,244	1,310	18 (14)	仙台市(宮城県)	2,288	2,990	-702
9 (9)	流山市(千葉県)	3,889	4,067	-178	19 (35)	茅ヶ崎市(神奈川県)	2,214	1,129	1,085
10 (18)	相模原市(神奈川県)	3,837	2,362	1,475	20 (17)	川口市(埼玉県)	1,964	2,383	-419

注) ()内の数字は2020年の順位

表2 年齢3区分別転入超過数の多い上位20市町村(2021年)

順位	0～14歳		順位	15～64歳		順位	65歳以上	
	転入超過数(人)	順位		転入超過数(人)	順位		転入超過数(人)	順位
1	さいたま市(埼玉県)	1,683	1	東京都特別区部(東京都)	13,018	1	札幌市(北海道)	2,115
2	つくば市(茨城県)	866	2	大阪市(大阪府)	12,380	2	さいたま市(埼玉県)	708
3	千葉市(千葉県)	848	3	横浜市(神奈川県)	9,957	3	相模原市(神奈川県)	619
4	町田市(東京都)	822	4	さいたま市(埼玉県)	8,136	4	千葉市(千葉県)	531
5	流山市(千葉県)	797	5	福岡市(福岡県)	7,061	5	福岡市(福岡県)	516
6	柏市(千葉県)	788	6	札幌市(北海道)	6,994	6	八王子市(東京都)	463
7	藤沢市(神奈川県)	708	7	川崎市(神奈川県)	6,054	7	高崎市(群馬県)	430
8	横浜市(神奈川県)	675	8	千葉市(千葉県)	4,541	8	青梅市(東京都)	405
9	横浜市(神奈川県)	635	9	藤沢市(神奈川県)	3,599	9	柏市(千葉県)	357
10	札幌市(北海道)	602	10	つくば市(茨城県)	3,560	10	仙台市(宮城県)	294
11	茅ヶ崎市(神奈川県)	522	11	名古屋屋市(愛知県)	3,254	11	松山市(愛媛県)	287
12	箕面市(大阪府)	505	12	相模原市(神奈川県)	3,126	12	町田市(東京都)	279
13	吹田市(大阪府)	498	13	流山市(千葉県)	2,945	13	藤沢市(神奈川県)	247
14	八王子市(東京都)	491	14	船橋市(千葉県)	2,638	14	浜松市(静岡県)	240
15	大津市(滋賀県)	469	15	八王子市(東京都)	2,609	15	伊東市(静岡県)	234
16	糸島市(福岡県)	461	16	吹田市(大阪府)	2,599	16	名古屋屋市(愛知県)	225
17	奈良市(奈良県)	436	17	柏市(千葉県)	2,577	17	つくば市(茨城県)	217
18	江別市(北海道)	382	18	仙台市(宮城県)	2,441	18	上尾市(埼玉県)	210
19	鎌倉市(神奈川県)	370	19	川口市(埼玉県)	2,419	19	平塚市(神奈川県)	201
20	枚方市(大阪府)	362	20	町田市(東京都)	2,369	20	金沢市(石川県)	196
							大津市(滋賀県)	196

注) 東京都特別区部は1市として扱う。

※ 本報告は、日本国内における人口移動の情報を集計したもので、国外からの転入者及び国外への転出者は含まれていません。

したがって、転入超過数は、社会動態の全体を表したものではないため、御留意願います。

社会動態 = 入国超過数(国外からの転入-国外への転出) + 転入超過数(国内移動の転入者数-国内移動の転出者数)

《 参考 》 3大都市圏の日本人移動者の状況

東京圏は26年連続の転入超過。名古屋圏及び大阪圏は共に9年連続の転出超過

- 3大都市圏（東京圏、名古屋圏及び大阪圏）の転入超過数をみると、3大都市圏全体では6万3697人の転入超過。前年に比べ2万915人の縮小
- 東京圏は8万441人の転入超過。前年に比べ1万7564人の縮小。26年連続の転入超過
- 名古屋圏は1万1237人の転出超過。前年に比べ1038人の縮小。9年連続の転出超過
- 大阪圏は5507人の転出超過。前年に比べ4389人の拡大。9年連続の転出超過

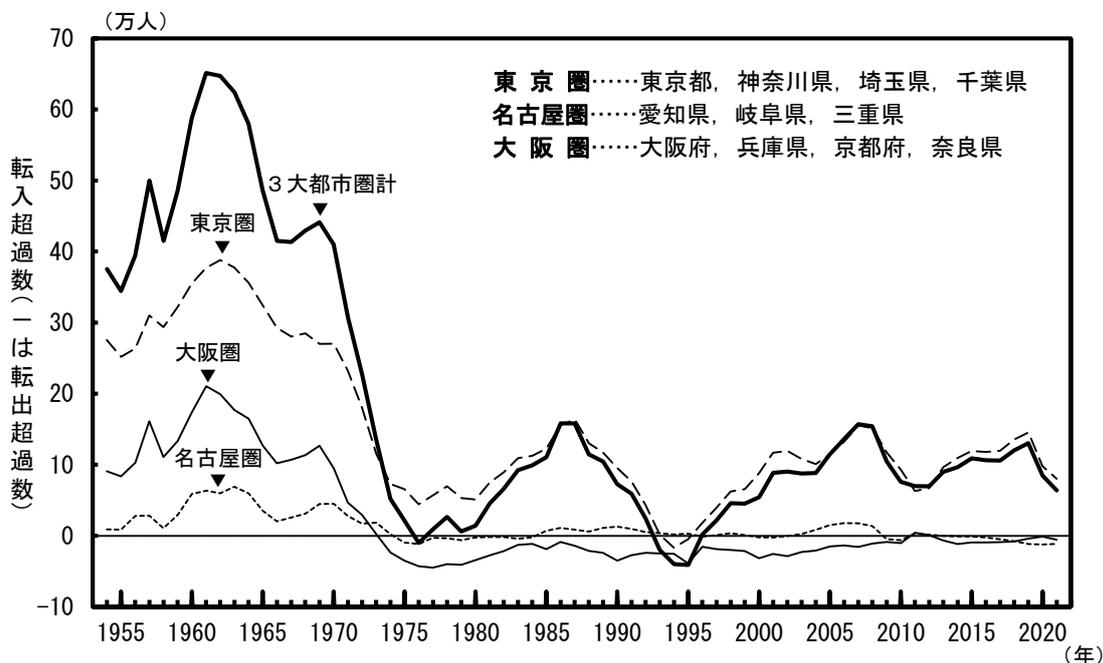
（「結果の概要」30ページ）

表3 3大都市圏の転入超過数の推移（日本人移動者）（2013年～2021年）

区 分	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
(人)									
3大都市圏全体									
転入者数	788,216	782,086	813,906	795,328	796,693	808,772	816,306	767,651	751,990
転出者数	698,430	685,203	704,993	689,158	690,718	688,519	686,102	683,039	688,293
転入超過数	89,786	96,883	108,913	106,170	105,975	120,253	130,204	84,612	63,697
東 京 圏									
転入者数	466,844	468,576	487,251	477,790	481,289	491,003	497,660	459,096	446,808
転出者数	370,320	359,168	367,894	359,922	361,510	355,403	352,084	361,091	366,367
転入超過数	96,524	109,408	119,357	117,868	119,779	135,600	145,576	98,005	80,441
名 古 屋 圏									
転入者数	119,807	118,208	122,609	119,006	117,509	118,026	116,168	111,015	110,481
転出者数	119,954	119,011	123,699	121,369	122,488	125,466	127,683	123,290	121,718
転入超過数	-147	-803	-1,090	-2,363	-4,979	-7,440	-11,515	-12,275	-11,237
大 阪 圏									
転入者数	201,565	195,302	204,046	198,532	197,895	199,743	202,478	197,540	194,701
転出者数	208,156	207,024	213,400	207,867	206,720	207,650	206,335	198,658	200,208
転入超過数	-6,591	-11,722	-9,354	-9,335	-8,825	-7,907	-3,857	-1,118	-5,507

注1) 「-」は転出超過を表す。
 注2) 東京圏：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県
 名古屋圏：愛知県、岐阜県、三重県
 大阪圏：大阪府、兵庫県、京都府、奈良県
 注3) 3大都市圏全体は、各大都市圏の単純合計

図5 3大都市圏の転入超過数の推移（日本人移動者）
（1954年～2021年）



住民基本台帳人口移動報告について

住民基本台帳人口移動報告は、市町村長（東京都特別区の区長を含む。）が作成する住民基本台帳により、人口の移動状況を明らかにすることを目的とする。

本報告は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づいて、届出等のあった転入者に係る事項のうち、従前の住所（市区町村コード）、性別、年齢（出生年月日）、異動年月により作成したものである。

※ 2012年7月に住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて外国人も対象となった2013年7月8日以降は、日本の国籍を有しない者のうち住民基本台帳法で定めている者についても本報告の対象としている。

（用語の解説）

移動者

市区町村（区とは、東京都特別区部及び政令指定都市の区をいう。以下同じ。）の境界を越えて、日本国内で住所を移した者をいう。同一市区町村内で住所の変更をした者及び従前の住所が不詳の者は含まない。

各月及び各年の移動者は、住民基本台帳法の規定に基づいて、当該期間内に転入届出のあった者及び職権記載がなされた者であり、住民票に記載された時点で移動者に計上している。また、同一人が当該期間内に2回以上住所を移した場合は、その都度、移動者に計上される。

日本人移動者

日本国籍を有する者が移動者となった場合をいう。

市区町村間移動者数

市区町村の境界を越えて、日本国内で住所を移した者の数（市町村合併日以降の旧市町村間の移動は計上されない。）をいう。

都道府県内移動者数

都道府県の区域内で、市区町村の境界を越えて住所を移した者の数をいう。

都道府県間移動者数

都道府県の境界を越えて、日本国内で住所を移した者の数をいう。

転入者数

都道府県又は市区町村の区域内に、他の都道府県又は市区町村から住所を移した者の数をいう。

転出者数

都道府県又は市区町村の境界を越えて他の区域へ住所を移した者の数をいう。

これは、転入者の従前の住所地（都道府県及び市区町村別）によって統計局で算出した数である。したがって、必ずしも転出届出のあった者の数とは一致しない。

転入超過数

都道府県又は市区町村の転入者数から転出者数を差し引いた数をいう。なお、転入超過数がマイナス（－）の場合は、転出超過を示す。

本報告における移動者数は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により市町村に届出等があった転入者の日本国内の移動に係る情報を集計したものです（国外からの転入者及び国外への転出者は含まれておりません。）。

なお、災害等の影響を受けて被災地から避難した人に係る移動については、避難先の市町村に転入の届出があった人についてのみ、移動者として計上されています。

【問合せ先】



総務省統計局国勢統計課人口移動調査係（TEL：03-5273-1157）

- ◆「結果の概要」は、本日（28 日（金））8 時 30 分を目途に次の URL に掲載するほか、総務省統計局（中央合同庁舎第 2 号館 8 階）においても配布しています。

<https://www.stat.go.jp/data/idou/index.html>

- ◆本調査の統計データを引用・転載する場合には、出典の表記（例：「住民基本台帳人口移動報告」（総務省統計局））をお願いします。